

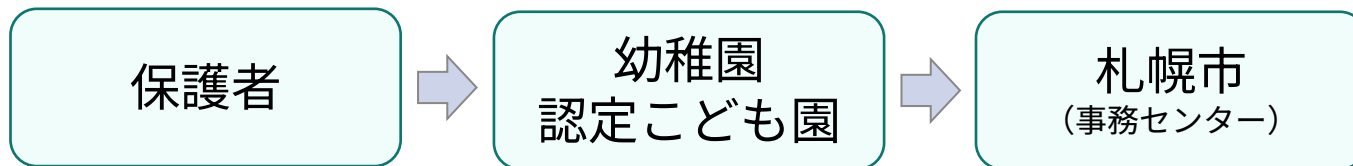
# 施設等利用給付認定 の提出について

札幌市子ども未来局 支援制度担当部  
保育推進課 保育企画係

# 施設等利用給付認定とは

- 令和元年10月から開始した**幼児教育・保育無償化制度**に対応するために、新設された認定をいう。
- 保護者が居住する市町村（札幌市の場合はお住まいの区）に認定の申請を行い（※）、市町村が決定を行う。
- 認定が決定すると、市町村から「認定通知書」が発行される。

※幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）入園に伴い申請する場合は、施設経由で申請



## 認定の種類

施設等利用給付認定の種類は、以下の3種類です。

|       | 年齢         | 保育の必要性 | 収入要件       |
|-------|------------|--------|------------|
| 新1号認定 | 満3歳以上      | 不要     | なし         |
| 新2号認定 | クラス年齢3歳児以上 | 必要     |            |
| 新3号認定 | クラス年齢3歳児未満 |        | 住民税非課税世帯のみ |

※新1号認定は、私学助成幼稚園を利用するために必要な認定。

### 【年齢の考え方】

- **満3歳以上**：認定開始日時点で、3歳の誕生日の前日以降に到達している
- **クラス年齢〇歳児以上・以下**：認定開始日の属する年度の4月1日時点で〇歳以上・以下

## 幼稚園の無償化全体図

| 年齢       | 収入   | 教育時間          | 預かり保育        |
|----------|------|---------------|--------------|
| 満3歳児     | 非課税  | 1号<br>(無償化対象) | 新3号認定（無償化対象） |
|          | 課税   |               | 無償化対象外       |
| 3～5歳児クラス | 問わない |               | 新2号認定（無償化対象） |

# 保育の必要性とは

- 保護者が就労・疾病などにより「**日中、子どもの保育ができない状態**」にあること。  
※世帯員が「父、母、子ども」の場合は、**父母両方とも**「日中、子どもの保育ができない状態」に該当している必要がある（どちらか一方のみは×）。

たとえば、以下のような場合に「保育の必要性がある」と言えます。



**父・母ともに**月64時間以上働いている

**父**は月64時間以上は働いている  
**母**は求職活動をしている

**ひとり親家庭**であり、**母**は疾病がある

**父**は月64時間以上は働いている  
**母**は親族を介護している

# 認定申請の手続き①

毎年9月下旬頃、札幌市子ども未来局から各施設様に対して、認定申請に必要な書類を送付しています。

## ■ お送りする書類の例（令和7年9月に施設型給付幼稚園・認定こども園へ送付したもの）

### ▼ 案内・説明書類

 施設向け依頼文

 保護者向け案内文

 認定の手引き

### ▼ 申請書類

 給付認定申請書  
＜1号、新2号、新3号用＞

 マイナンバー記入・貼付用紙

 保育の必要性に関する様式

## 認定申請の手続き②

幼稚園  
認定こども園



保護者

「認定申請の手続き①」に記載した**申請書類**を保護者へ配布してください。



保護者



幼稚園  
認定こども園

保護者が作成した**申請書類**を各施設で受け取ってください。



幼稚園  
認定こども園

各施設において**申請書送付児童一覧**を作成してください。  
※フォーマットは子ども未来局より送付。



幼稚園  
認定こども園



札幌市  
(事務センター)

各施設から**申請書類**と**申請書送付児童一覧**を札幌市へ送付してください。



# 申請書提出・問い合わせ先



提出先

札幌市子ども・子育て  
支援事務センター



住所

中央区北7条西13丁目9番1号  
塚本ビル7号館7階



電話番号

011-211-2626



開所時間

月曜日～金曜日（祝日、12/29～1/3を除く）  
9時00分～17時30分

# 世帯状況調査について

札幌市  
(事務センター)



幼稚園  
認定こども園

調査が必要な世帯分の調査書類をお渡しします。



幼稚園  
認定こども園



保護者

札幌市からお渡しした調査書類（封かん済み）を保護者にお渡しください。

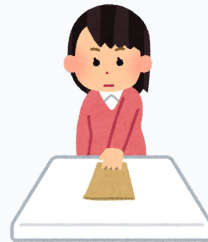


保護者



幼稚園  
認定こども園

保護者が作成した調査書類を各施設でお受け取りください。



札幌市  
(事務センター)



幼稚園  
認定こども園

札幌市が各施設へ調査書類を回収しに伺います。

